

令和 6 年度

市 民 税
府 民 税
森林環境税

特別徴収のしおり

特 別 徴 収 義 務 者 様

大 阪 府 池 田 市 長



令和 6 年度

市民税・府民税・森林環境税特別徴収義務者の指定について

平素は、市民税・府民税・森林環境税の特別徴収につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度あなたを地方税法第 4 1 条、第 3 1 9 条、第 3 2 1 条の 4 第 1 項及び第 3 2 8 条の 5 第 1 項並びに池田市市税条例第 3 9 条の規定により、令和 6 年度市民税・府民税・森林環境税の特別徴収義務者に指定し、別紙のとおり特別徴収税額を通知いたします。

つきましては、毎月給与の支払い時に月割額を徴収し、これを翌月 1 0 日までに納入していただきますようお願いいたします。

個人住民税の特別徴収に係る定額減税の実施方法について

令和 6 年度税制改正により、令和 6 年度個人住民税所得割額から一定の税額を減額する、定額減税が実施されることとなりました。定額減税が適用されている方の税額は、令和 6 年 6 月分では徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和 6 年 7 月分～令和 7 年 5 月分の 1 1 か月で徴収することとなっております。

そのため、「令和 6 年度給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定（変更）通知書」には、定額減税の適用により、6 月分の納付額の欄が空白で、7 月分からの記載となる納税者が含まれる場合がございますので、ご注意ください。



池 田 市

〒563-8666
大阪府池田市城南1丁目1番1号

総務部課税課（市民税）

電話 072(754)6222（直通）

FAX 072(753)5260

総務部納税課（納入についてのお問合せ）

電話 072(754)6225（直通）

- | 徴 収 月 | 納 期 限 | 徴 収 月 | 納 期 限 |
|----------|--------------|----------|--------------|
| 令和6年 6月分 | 令和6年 7/10(水) | 12月分 | 令和7年 1/10(金) |
| 7月分 | 8/13(火) | 令和7年 1月分 | 2/10(月) |
| 8月分 | 9/10(火) | 2月分 | 3/10(月) |
| 9月分 | 10/10(木) | 3月分 | 4/10(木) |
| 10月分 | 11/11(月) | 4月分 | 5/12(月) |
| 11月分 | 12/10(火) | 5月分 | 6/10(火) |

納税者が退職・休職された場合(事業所が一括徴収する)

退職・休職等により特別徴収できなくなった税額(未徴収税額)を、最後の給与や退職金からまとめて徴収し、納入する場合は「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄に「2」と記入し、「**2 一括徴収の場合**」の欄も必ず記入してください。6月から12月までに退職し、本人の申出があれば一括徴収することができます。

【注意】
1月から4月末までに退職した場合は、一括徴収することが地方税法で義務づけられています。
一括徴収した税額は、翌月の10日までに納入してください。

市町村民税 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

受付印 6 池田 市町長 令和 6 年 8 月 10 日 出 給 出 者 563-00XX 池田市△△町丁目番〇号 〇〇株式会社 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

整理番号 総務課 給与 太郎 563-00XX-XXXX 12345678 1000001

氏名 池田 ふくまる 生 年 月 日 4 月 11 日 22 日 異動年月日 6 月 2 日 異動の事由 1 退職 2 休職 3 死亡 4 その他 5 転居 6 転出 7 転入 8 その他 9 不明

特別徴収税額(年税額) 220,000 徴収済税額(年税額) 40,000 未徴収税額(年税額) 180,000

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

③ 普通徴収の場合(一括徴収しない場合)

納税者が退職・休職された場合(本人が直接納付する)

退職・休職等により特別徴収できなくなった税額(未徴収税額)を本人が直接納付する場合は、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄に「3」と記入し、「**3 普通徴収の場合**」の欄も必ず記入してください。

【注意】
特別徴収税額が「0」の従業員の異動についても提出が必要です。
1月から4月末までに退職した場合は、一括徴収することが地方税法で義務づけられています。

市町村民税 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

受付印 6 池田 市町長 令和 6 年 8 月 10 日 出 給 出 者 563-00XX 池田市△△町丁目番〇号 〇〇株式会社 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

整理番号 総務課 給与 太郎 563-00XX-XXXX 12345678 1000001

氏名 池田 ふくまる 生 年 月 日 4 月 11 日 22 日 異動年月日 6 月 2 日 異動の事由 1 退職 2 休職 3 死亡 4 その他 5 転居 6 転出 7 転入 8 その他 9 不明

特別徴収税額(年税額) 220,000 徴収済税額(年税額) 40,000 未徴収税額(年税額) 180,000

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

③ 普通徴収の場合(一括徴収しない場合)

納税者が就職・復職した場合(特別徴収に切り替える)

就職・復職などにより特別徴収に切り替える場合は、「特別徴収への切替依頼書」を提出してください。開始月が空欄の場合は、池田市の発送予定日に基づき開始月を決定します。開始月や月割額の連絡について希望がある場合は通信欄に必ず記入してください。

【注意】
納期限が過ぎた税額は特別徴収に切り替えることができません。
処理は日数を要するため余裕をもってご提出ください。
二重納付を防止するため、ご本人宛に送付された未使用の納付書を同封してください。

令和 6 年度 市・府民税・森林環境税 特別徴収への切替依頼書

受付印 令和 6 年 8 月 10 日 出 給 出 者 563-00XX 池田市△△町丁目番〇号 〇〇株式会社 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

整理番号 総務課 給与 太郎 563-00XX-XXXX 12345678 1000001

氏名 池田 ふくまる 生 年 月 日 4 月 11 日 22 日 異動年月日 6 月 2 日 異動の事由 1 退職 2 休職 3 死亡 4 その他 5 転居 6 転出 7 転入 8 その他 9 不明

特別徴収税額(年税額) 220,000 徴収済税額(年税額) 40,000 未徴収税額(年税額) 180,000

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

③ 普通徴収の場合(一括徴収しない場合)

特別徴収税額の納入について

納入方法について

給与所得に係る特別徴収税額は6月から翌年の5月までの12回で納めていただくことになります。
(定額減税実施に伴い変更になる場合があります。(1ページ参照))

各人の納付額(月割額)を毎月の給与支払いの際に徴収し、翌月10日(10日が土・日曜、祝休日の場合は翌開庁日)までに納入してください。令和6年度の納期限は2ページ目に記載しています。

納期の特例について

給与の支払いを受ける人数が常時10人未満である場合は、当市所定の「納期の特例に関する承認の申請書」(本市HPからダウンロードまたはご連絡ののち郵送)をご提出いただき、承認を受けられましたら特別徴収税額の納入が年2回[11月と翌年の5月(納期限はそれぞれ翌月の10日)]になります。

特別徴収税額を滞納した場合について

納期限後に納入されるときは次の金額を加算してください。

【延滞金】

期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算します。

なお、今後延滞金に係る地方税法等の改正がなされたときは、改正後の規定によるものとなります。

【督促手数料】

督促状を受けた時は、督促状1通につき50円。

納入場所等について

金融機関で納入される場合は、『特別徴収納入書』の裏面を参照し、記載の金融機関の本・支店で納入してください。金融機関で納入する以外に、eLTAX(エルタックス)の「共通納税」を使用し、電子納税が可能です。詳しくは、以下のURLのページをご参照ください。

eLTAX共通納税ページ <https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/>

納入書の発行について

納入書が必要な場合は、納税課（直通電話：072-754-6225）へお問い合わせください。お問い合わせの際は、指定番号のご準備をお願いします。

退職所得等に係る市・府民税の納入について

退職手当等の支払いをされた時は、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引書」に基づいて、翌月10日までに納入してください。納入書は給与分の納入書と同一ですので退職所得分の欄に金額を記入してください。（下記の「納入書へ加筆する場合の記入例」を参照してください。）

なお、納入書の裏面が納入申告書となっておりますので、所要事項の記入を忘れないようにお願いします。

また、納入申告書には、支払者の法人番号を記入していただくこととなりますのでご注意ください。

納入書へ加筆する場合の記入例

税額の変更や、延滞金・督促手数料の加算、退職所得分の市・府民税の加算が発生する場合には、納入書に訂正・加筆をしていただくことになります。以下の記入例では、督促状を受けた時に納入する場合と、退職所得分を加算する場合を記載しています。

税額変更が発生した場合には、金額変更後の納入書をお送りしますが、到着が間に合わない場合は、訂正・加筆をしたうえで納入してください。

なお、記入例では「領収証書、納入書、納入済通知書」のうち、領収証書部のみ掲載していますが、実際の記入においては、3つともに記入してください。

※訂正・加筆を行う際は黒ボールペンで記入してください。

督促手数料を加算する場合の記入例

大阪府 池田市 個人市民税 個人府民税 森林環境税 (特別徴収) 領収証書㊞

市区町村コード		口座番号		加入者名	
272043		00970-7-960032		池田市会計管理者	
令和6年6月分		指定番号		納入金額(1)	
		12345678		123,400 円	
納入すべき金額を(1)の欄に記入してください。給与分以外の金額がある時、又は(1)の欄の金額訂正は(1)の欄を横線で抹消し、(2)の欄へ記入してください。		給与分-特別徴収分を含む	123400		
納	退	入			
金	延滞金				
納期限	令和6年7月10日	額	督促手数料	50	
	(2)	合計額	123450		
(特別徴収義務者) 〒563-00XX 住所 池田市〇〇町〇番〇号 または所在地 氏名 〇〇株式会社 または名称				領収日付印	様

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

退職所得分を加算する場合の記入例

大阪府 池田市 個人市民税 個人府民税 森林環境税 (特別徴収) 領収証書㊞

市区町村コード		口座番号		加入者名	
272043		00970-7-960032		池田市会計管理者	
令和6年6月分		指定番号		納入金額(1)	
		12345678		123,400 円	
納入すべき金額を(1)の欄に記入してください。給与分以外の金額がある時、又は(1)の欄の金額訂正は(1)の欄を横線で抹消し、(2)の欄へ記入してください。		給与分-特別徴収分を含む	123400		
納	退	入	578300		
金	延滞金				
納期限	令和6年7月10日	額	督促手数料		
	(2)	合計額	701700		
(特別徴収義務者) 〒563-00XX 住所 池田市〇〇町〇番〇号 または所在地 氏名 〇〇株式会社 または名称				領収日付印	様

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

ゆうちょ銀行の指定について

特別徴収税額の納入に近畿2府4県以外のゆうちょ銀行を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、下段の「指定通知書」を当初納入の際に該当のゆうちょ銀行へご提出ください。

なお、昨年度から引き続き利用される場合は提出の必要はありません。

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 様

池 田 市 長



指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税・府民税及び森林環境税（特別徴収税額）取扱局に指定しましたから通知します。

認可又は承認番号	貯業2第228号
口座番号	00970-7-960032
加入者の名称	池田市会計管理者
取りまとめ局	大阪貯金事務センター(集)

eLTAX(エルタックス)を利用される場合について

eLTAXでの特別徴収税額の通知を希望される場合は、eLTAXで給与支払報告書を提出いただく際、特別徴収税額通知の取得方法で電子データを選択し、送付先にメールアドレスを登録してください。運用、仕様についてはeLTAX地方税ポータルシステムの範囲で行います。「eLTAX個人住民税税額決定通知データ送信依頼申請書」を今までにご提出いただいていた事業主の方も上記の手続きがなければ送信できません。

申請書ダウンロード手順

以下の届出書・申請書等について、池田市ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.ikeda.osaka.jp>)

ダウンロードできる様式

- ① 給与支払報告書 及び 普通徴収切替理由書（兼仕切紙）
- ② 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ③ 特別徴収への切替依頼書
- ④ 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書
- ⑤ 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

The screenshot shows the official website of Ikeda City. At the top, there is a navigation bar with links like 'トップへ戻る' (Return to top), '文字サイズ' (Text size), and 'Select Language'. Below this is the city logo and name '池田市 Ikeda City'. A main menu lists various services: 'くらし・手続き' (Life & Procedures), '子育て・教育' (Child-rearing & Education), '健康・医療・福祉' (Health, Medical, & Welfare), '観光・文化・スポーツ' (Tourism, Culture, & Sports), '市政情報' (Municipal Information), and '事業者の方へ' (For Business Owners). The '現在の位置' (Current Location) is indicated as 'ホーム > 申請書ダウンロード > 税金など' (Home > Download Application Forms > Taxes, etc.). The main content area is titled '税金など' (Taxes, etc.) and lists several downloadable forms with document icons: '市・府民税(所得・課税・非課税)証明交付申請書' (Municipal/Resident Tax (Income, Taxation, Non-taxation) Certificate Issuance Application Form), '市・府民税申告書' (Municipal/Resident Tax Return Form), '納税証明申請書等' (Payment Certificate Application Form, etc.), '医療費の明細書(池田市 市・府民税申告用)' (Medical Expense Statement (Ikeda City Municipal/Resident Tax Return)), '給与支払報告書及び普通徴収切替理由書(兼仕切紙)' (Salary Payment Report and Ordinary Deduction Switching Reason Form (Combined)), '給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書' (Salary Payment Report and Special Deduction-Related Salary Income Taxpayer Movement Notification Form), '特別徴収への切替依頼書' (Special Deduction Switching Request Form), '特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書' (Special Deduction Obligation Holder's Address/Name/etc. Change Notification Form), '特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書' (Special Deduction Tax Amount Payment Term Special Provision Approval Application Form), and '法人等の異動変更申告書' (Incorporated Entity etc. Movement/Change Declaration Form). On the right side, there is a 'Google 提供' (Provided by Google) search bar and a '申請書ダウンロード' (Download Application Forms) section listing categories like '住民票・印鑑証明・戸籍謄本など' (Residence Register, Seal Certificate, Household Register Extract, etc.), '税金など' (Taxes, etc.), '行政文書開示' (Administrative Document Disclosure), '保健福祉・介護保険など' (Health, Welfare, Nursing Insurance, etc.), and '国民健康保険など' (National Health Insurance, etc.).

個人住民税の特別徴収の実施について(お知らせ)

大阪府と府内市町村では、原則としてすべての事業主の皆様を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の給与からの特別徴収を実施します。

従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主による特別徴収（給与からの差引き）が法律で義務付けられています。

給与支払者（事業主）の皆様は法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

印付受

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

番号を記入

↓

1 特別徴収継続

2 一括徴収

3 普通徴収
(本人が納付)

新しい勤務先	〒	特別徴収指定番号	新しい勤務先へは、	円	を	月分
新しい勤務先	在	氏名		月割額		
(特別徴収義務者)	地	担当者		(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	名	法人番号		※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。		
	称	受給者番号				
		納入書の要否 (所相の場合のみ記載)				
		番号を記入				
		1 必要				
		2 不要				

1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (●)と同額を 右欄に記入	月分 	左記の一括徴収した税額は、 月分 <u>(翌月10日納期限)</u> で納入します。
--	---------------------------	--	---

旧特別 収入 処理	5年度	月分以降 の月割額 は	□	□	特別収義務者を変更 1 普通収収の書 2 普通収収の書 3 その他	入力者	点検
新特別 収入 処理	6年度	月分以降 の月割額 は	□ <td>□</td> <td>特別収義務者を変更 1 特別収収の書 2 普通収収の書 3 一括収収 4 その他</td> <td>入力者</td> <td>点検</td>	□	特別収義務者を変更 1 特別収収の書 2 普通収収の書 3 一括収収 4 その他	入力者	点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

-8-